

事務連絡
平成 27 年 5 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）
医療関係職種免許事務担当者 殿

厚生労働省医政局医事課
試験免許室免許登録係長

歯科技工士法第九条の二第一項に規定する
指定登録機関の指定に係る国への免許登録申請について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）改正により、歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務を指定登録機関に行わせることが可能となったところです。

今般、一般財団法人歯科医療振興財団より、歯科技工士法第 9 条の 2 の規定に基づく指定登録機関として指定を受けたい旨の申請があり、平成 27 年 6 月 1 日より、指定登録機関として指定されることとなりました。

指定登録機関指定後は、歯科技工士法第 9 条 16 第 1 項の規定により、国は登録事務を行わないものとされていますので、歯科技工士免許の申請については、申請者より直接、指定登録機関に申請することとなりますが、指定登録機関指定に係る国への免許登録申請については、下記のとおり取扱うこととしますので、ご了知いただくとともに、管下の保健所に対しても、ご周知をお願いします。

記

1. 保健所等における申請の受領について

管下の保健所等における申請の受領は、平成 27 年 5 月 31 日までとしていただき、それ以降の申請については、指定登録機関に直接申請するよう、申請者にご説明いただきたい。

2. 都道府県から厚生労働省への進達について

平成 27 年 5 月 31 日までに保健所が受領した申請であって、都道府県から厚生労働省への進達が平成 27 年 6 月 1 日以降となる申請については、厚生労働省よ

り指定登録機関に転送の上、指定登録機関において免許登録及び免許証交付を行うものとし、免許証の送付については、指定登録機関より直接申請者に送付されることとなるので、ご了承くださいとともに、その旨、申請者にご説明いただきたい。

3. 指定日以前に厚生労働省に進達された申請について

指定日以前に厚生労働省に進達された申請については、厚生労働省において免許登録及び免許証交付を行うものとし、免許証の送付については、従前通り、厚生労働省から都道府県経由で行うものとする。

【問い合わせ先】

医政局医事課試験免許室免許登録係

○代表：03-5253-1111

(内線 2576、2577)

○直通：03-3595-2204